



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

参考資料1－1

長野県における犯罪被害者等の状況

令和8年7月
長野県

1 はじめに

県では、「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図ること」、「誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること」を目的に、基本理念や、県・県民・事業者・民間支援団体の責務・役割、基本的施策等を定めた「長野県犯罪被害者等支援条例」を令和4年3月に制定し、同年4月に施行しました。

これを受け、本県における犯罪被害者等支援に関する基本方針や取り組むべき具体的な施策等をまとめた「長野県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

2 現行の長野県犯罪被害者等支援推進計画の概要

(1)趣旨

犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指す

(2)基本方針

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ・犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重 | ・犯罪被害者等の置かれた状況等に応じた適切な支援 |
| ・途切れない支援の迅速・公正な提供 | ・関係機関同士の適切な連携・協力による支援 |

(3)計画期間

令和4年度から令和8年度まで(5年間)

(4)施策体系

取組内容に応じた4つの「施策の柱」により体系的に位置づけ、施策を総合的かつ計画的に推進

柱 1	総合的な支援体制の整備	柱 2	相談・情報提供の整備	柱 3	早期回復・生活再建に 向けた支援	柱 4	県民の理解の増進
	(1)支援体制の整備		(1)相談及び情報の提供等		(1)心身に受けた影響からの回復		(1)県民の理解の増進
	(2)民間支援団体に対する支援		(2)損害賠償請求に関する情報の提供		(2)日常生活の支援		(2)学校における教育
	(3)人材の育成		(3)刑事に関する手続及びその進捗に関する情報の提供		(3)安全の確保		
					(4)居住の安定		
					(5)雇用の安定		
					(6)経済的負担の軽減		

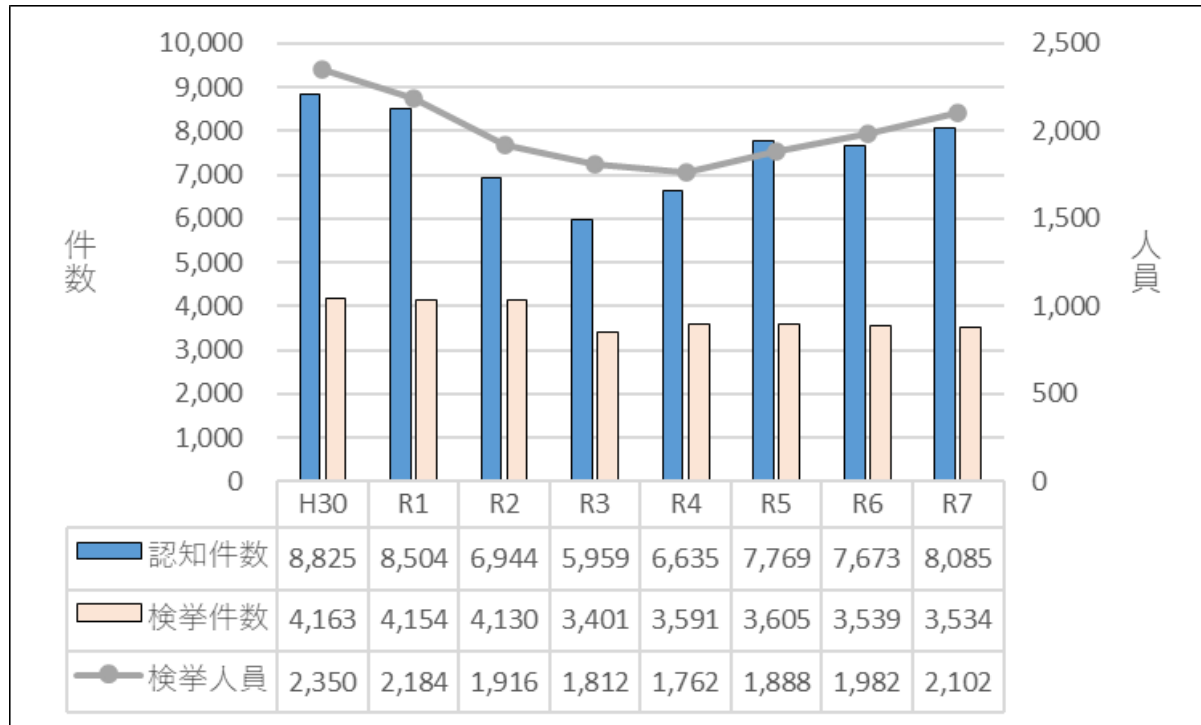
(5)実施状況の公表

毎年度、推進計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況を取りまとめ、長野県ホームページにおいて公表

3 犯罪被害者等の現状

(1) 県内の犯罪の発生状況

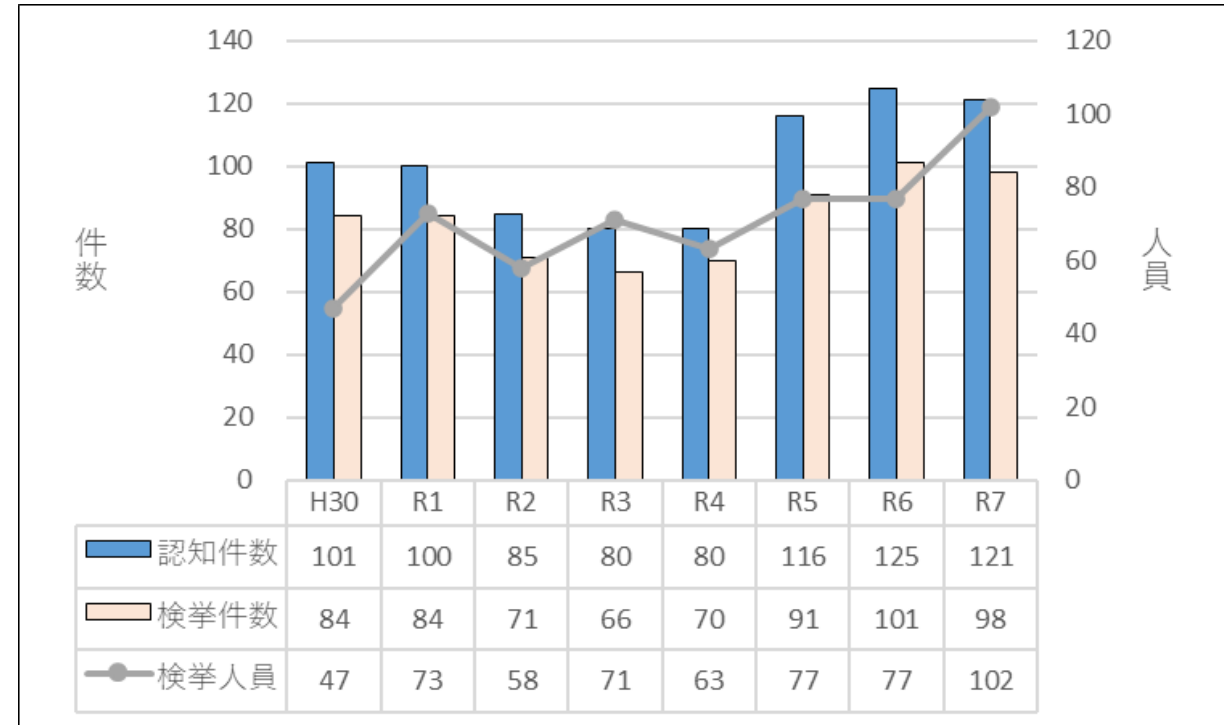
刑法犯認知・検挙状況



資料:長野県警察調べ

県内の刑法認知件数は、年々減少傾向にありましたが、令和3年を底に増加傾向に転じ、令和7年は8,085件となっています。

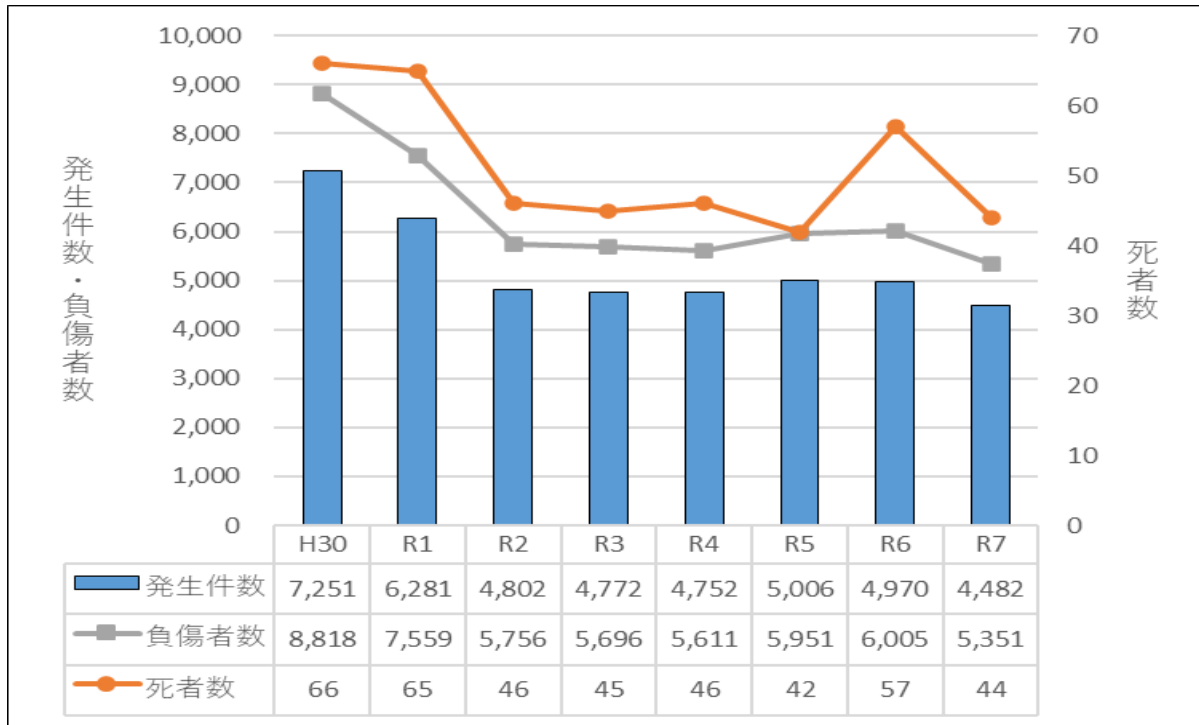
重要犯罪の認知・検挙状況



資料:長野県警察調べ

県内の重要犯罪(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買、不同意わいせつ)の認知件数は、令和5年以降増加しており、高水準で推移しています。検挙件数・人員ともに増加傾向にあります。

交通事故発生状況

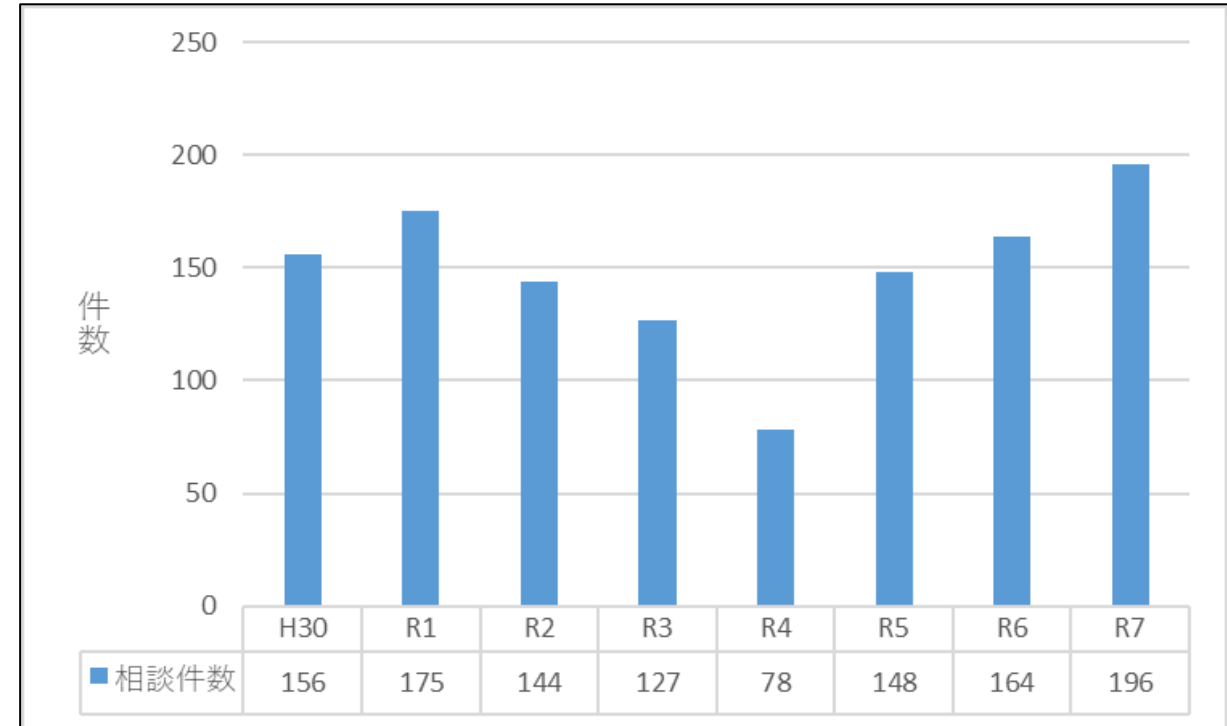


資料:長野県警察調べ

県内の交通事故発生件数は平成30年から令和4年にかけて減少し、その後は5,000件前後で推移した後、令和7年に再び減少しています。負傷者数・死者数を含め、長期的には減少基調にあります。

(2) 相談状況

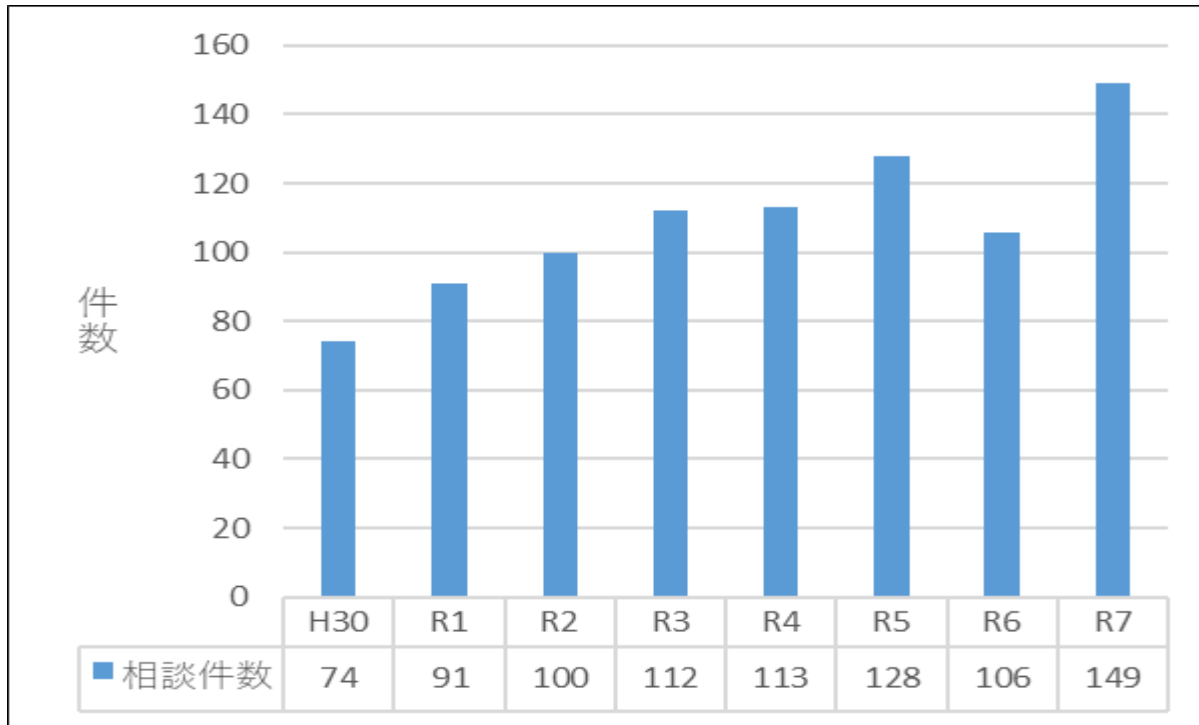
犯罪被害の相談状況



資料:認定特定非営利法人 長野犯罪被害者支援センター調べ

認定特定非営利法人 長野犯罪被害者支援センターの電話相談件数は、令和4年に78件まで減少した後、増加に転じ、令和7年は196件となっています。

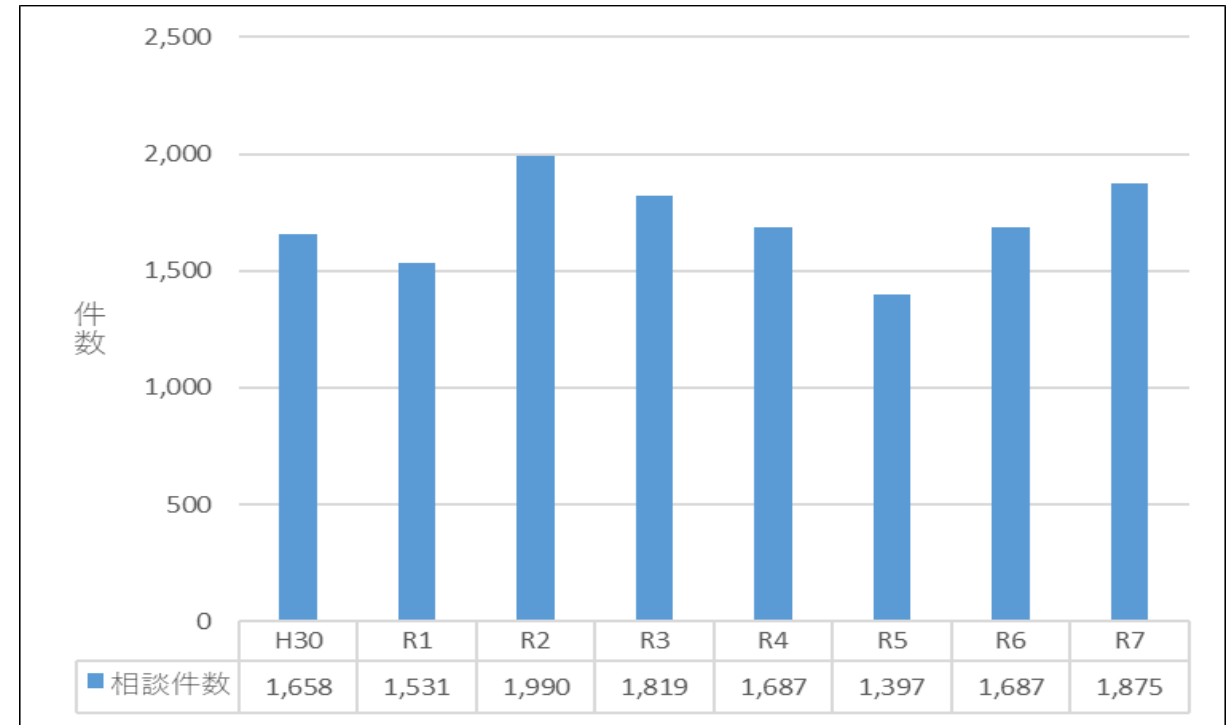
性暴力被害の新規相談受付状況



資料:長野県調べ

長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の相談件数は増加傾向にあり、令和7年度には過去最多の相談件数となっています。

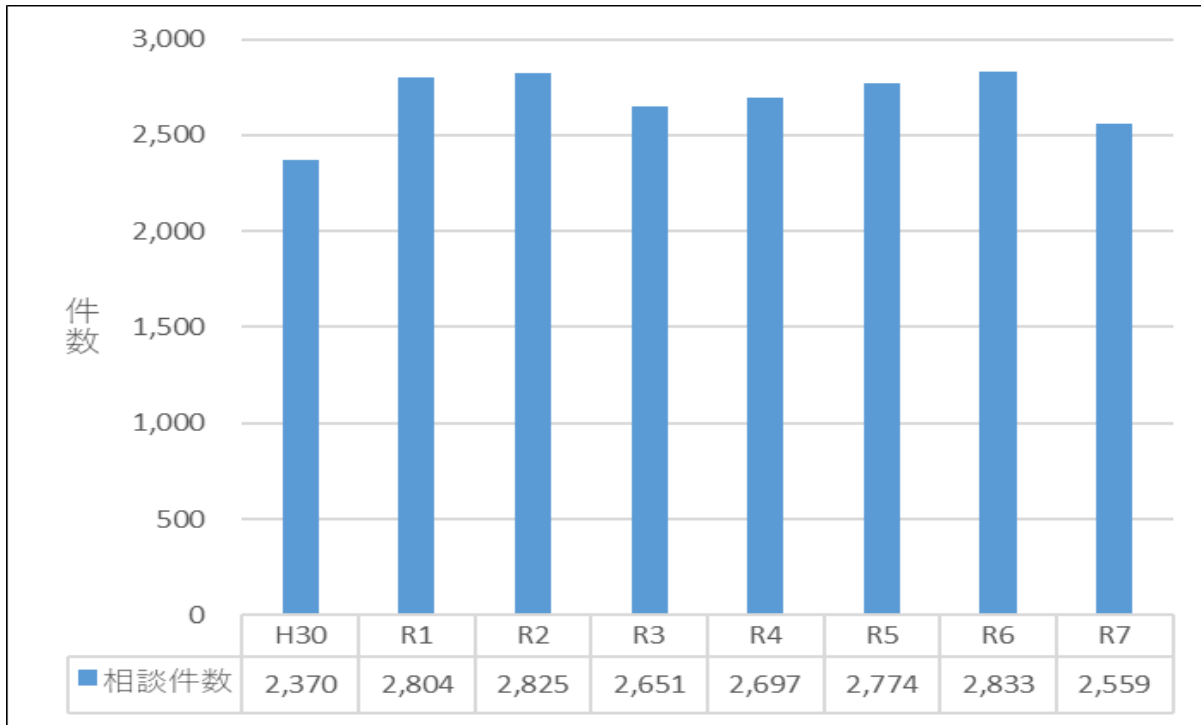
配偶者からのDV被害の相談状況



資料:長野県調べ

女性相談支援センター、男女共同参画センター、県保健福祉事務所、女性相談支援員が配置されている各19市が受けたDV被害相談件数は、令和2年度に増加した後、減少と増加を繰り返しています。

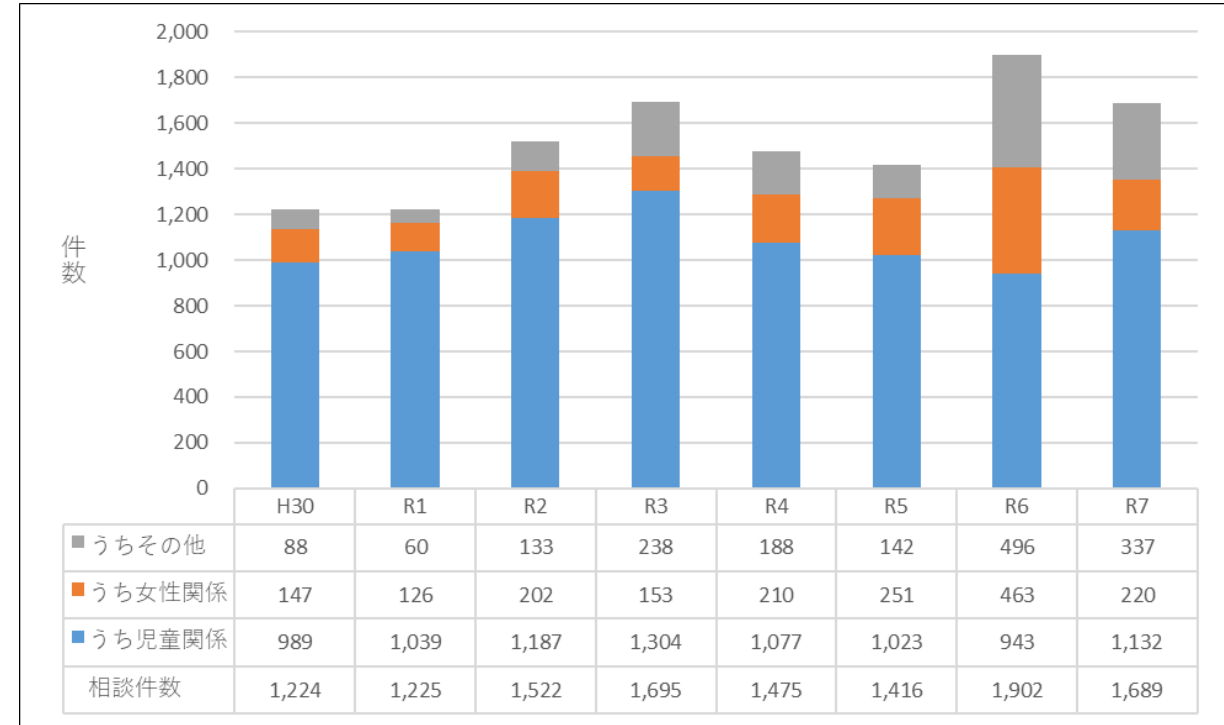
児童虐待の相談状況



資料:長野県調べ

県内児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和2年度にかけて増加し、その後は概ね高水準で推移し、令和6年度は過去最多となっています。

児童虐待・DV24時間ホットラインの相談状況



資料:長野県調べ

相談件数は、令和3年度まで増加した後、令和4年度以降は減少したが、令和6年度に再び増加しています。内訳では、児童関係は減少傾向にある一方、女性関係は増加が見られます。

長野県犯罪被害者等支援条例について

人権・男女共同参画課

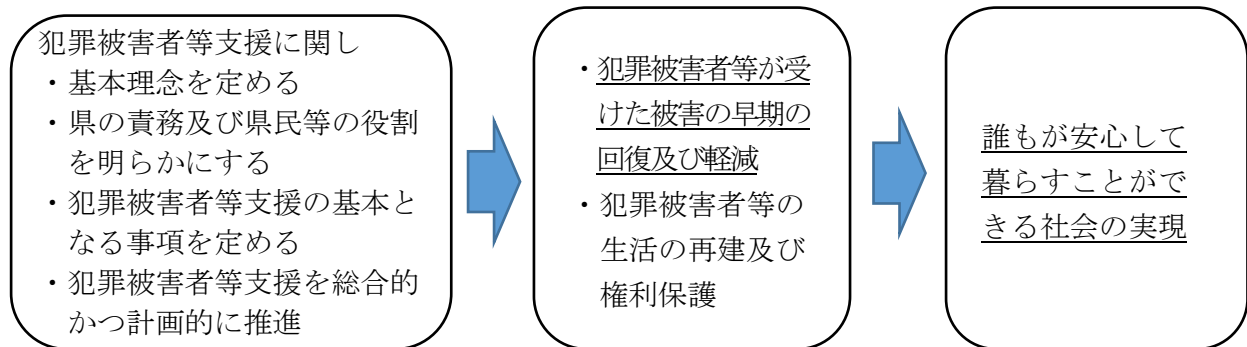
1 制定の趣旨

犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法（H17 年施行）等に基づき関係機関等と連携しながら取り組んできた。

しかし、近年、県内外で凶悪犯罪が頻発するなど犯罪被害者等支援の重要性がますます高まるとともに、SNS 等による誹謗中傷や周囲の者からの二次被害など、犯罪被害者等は一層困難な状況に直面している。

犯罪被害者等が抱える課題を解決し、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を図るため、犯罪被害者等支援条例を制定し率先して取り組むものである。

2 目的



3 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行う。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行う。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に途切れることなく提供されることを旨として行う。
- (4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体等による相互の連携及び協力の下で行う。

4 責務及び役割

	対 象 者	内 容
責 務	県	・犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策の策定、実施 ・市町村への必要な情報の提供、助言等
	県民	・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性の理解 ・二次被害の防止に十分配慮 ・犯罪被害者等支援に関する施策に協力
役 割	事業者	・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性の理解 ・二次被害の防止及び犯罪被害者等である従業員の就労への配慮、必要な支援の実施 ・犯罪被害者等支援に関する施策に協力
	民間支援団体	・専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進 ・犯罪被害者等支援に関する施策に協力

5 犯罪被害者等支援に関する計画

犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する具体的な施策を定める。

6 支援推進体制

- (1) 国、市町村、民間支援団体等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備する。
- (2) 犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生し、直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村及び民間支援団体等と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整備する。

7 基本的施策

項 目	内 容
相談及び情報の提供等	・ 犯罪被害者等が直面する問題に対する相談対応、必要な情報の提供及び助言 ・ 犯罪被害者等支援に精通している者の紹介、弁護士等の助言を受ける機会の確保等
心身に受けた影響からの回復	・ 心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるために必要な施策 ・ 犯罪被害者等が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮
日常生活の支援	・ 日常生活の支援に関する情報の提供及び助言等
安全の確保	・ 一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言等
居住の安定	・ 県営住宅への入居における特別の配慮及び一時的な利用のための住居の提供等
雇用の安定	・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発等
経済的負担の軽減	・ 給付金の支給 ・ 経済的な助成に関する情報の提供及び助言等
損害賠償に関する情報の提供	・ 犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言等
刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供	・ 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供等
県民の理解の増進	・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性等についての広報、啓発、教育の充実等
学校における教育	・ 学校の設置者等と連携して行う二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育等
民間支援団体に対する支援	・ 犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言等
人材の育成	・ 犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施等

8 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

県内市町村の犯罪被害者等支援について

参考資料 1 - 3

○犯罪被害者等支援条例

全77市町村が制定済み

○見舞金(支援金)

- ・遺族見舞金
- ・重傷病見舞金

○日常生活支援助成金

- ・家事、育児、介護
- ・配食サービス
- ・カウンセリング
- ・転居
- ・一時保育
- ・弁護士相談
- ・報道対応 など

県内市町村の条例制定の推移

